

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑨推奨事業メニューよりも更に効果があると判断する地方単独事業	市民生活支援緊急対策事業	①物価の高騰に対応して、市民生活における負担を軽減するため、市内全戸を対象とした上下水道料金の2か月分(※上水道料金だと平均的な3人世帯で6,400円程度)を減免(又は補助金を交付)する。 ②需用費、役務費、委託料、負担金補助及び交付金 (※減免対象から公共施設及び事業所は除く) ③上水道料金の減免額:470,000千円、対象:74,229世帯 下水道料金の減免額:21,860千円、対象:2,784世帯 市民生活支援緊急対策事業(上記の減免対象外)の補助額2,640千円、対象:300世帯 事務費:25,420千円 事務費の内訳(システム改修費、需用費、役務費、業務委託料) ④上下水道契約世帯、上下水道未契約世帯	R7.5	R8.3
2	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育所等給食用食料費補助事業(物価等高騰対策事業)	①物価高騰に直面する保育事業者に対し、保育所等での給食用食料費の上昇分について補助を行うことにより、保護者負担を増やすことなく、安定的に給食を提供する。 ②各保育施設で実施する給食用米の購入費(価格上昇分)(職員分は含まない) ③補助単価 3歳以上:473円/月・人、3歳未満379円/月・人(米購入費の上昇額と児童1人あたりの摂取量より) 3歳以上4,072人×473円×12月、3歳未満3,007人×379円×12月 ④私立保育所45施設、私立認定こども園19施設、私立小規模保育事業所5施設、私立幼稚園1園、公立保育所等14施設	R7.4	R8.3
3	⑨推奨事業メニューよりも更に効果があると判断する地方単独事業	地球温暖化対策機器等導入促進事業補助金	①物価高騰で疲弊する地域及び市民に対し、再生可能エネルギー機器等の導入を補助金で補助することにより、活性化をはかる。 ②役務費、負担金及び交付金 ③住宅用太陽光発電システム:1kwあたり25千円(上限100千円×190件) 事業所用太陽光発電システム:1kwあたり12.5千円(上限50千円×6件) ベレットストーブ:設置経費の1/4(上限300千円×4件) 薪ストーブ:設置費の1/4(上限300千円×16件) 太陽熱利用設備(ソーラーシステム)設置費の1/3(上限200千円×4件) 家庭用燃料電池システム(エネファーム):設置費の1/10(上限140千円×35件) 蓄電池設備:定額50千円(50千円×190件) 事務費(124千円) 事務費の内訳(通信運搬費) 補助対象外経費 太陽光発電等導入支援事業費県補助金:24,600千円 ④自ら所有し居住する市内の住宅等(新築既築ともに可)に、新たに再生可能エネルギー機器を設置する人。または対象設備が設置された建物を購入する人。自ら所有し自己事業の為に用いる市内の店舗等(新築既築ともに可)に新たに再生可能エネルギー機器を設置する法人等。リース等により対象設備の貸付を行う法人(家庭用燃料電池、蓄電池設備のみ)	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	松江市立小・中・義務教育学校の光熱水費補助事業(物価等高騰対策事業)	①不安定な世界情勢の影響を受けて高騰した市立学校施設の光熱水費・燃料費を支援することにより児童生徒への教育活動の継続を図る。 ②電気料金、都市ガス、プロパンガス、A重油 ③●高騰分 ・電気:R7決算見込91,365千円-R3実績50,117千円 =高騰分41,248千円 ・都市ガス:R7決算見込34,473千円-R3実績29,035千円 =高騰分5,438千円 ・プロパンガス:R7決算見込44,283千円-R3実績30,845千円 =高騰分13,438千円 ・A重油:R7決算見込2,073千円-R3実績1,904千円=高騰分169千円 【合計】:R7決算見込172,194千円-R3実績111,901千円 =高騰分60,293千円 ●その他経費(一般財源)内訳:電気50,117千円+都市ガス29,035千円+プロパンガス30,845千円+A重油1,904千円=111,901千円 (通常交付金分として:60,293千円) ④松江市立小・中・義務教育学校の光熱水費・燃焼費高騰相当分 対象校:小学校31校、中学校14校、義務教育学校前期2校、後期2校 ※対象校の児童・生徒の学習活動継続に資する。 (分校は除く。電力は電源交付金・防衛補助金対象校除く。)	R7.4	R8.2
5	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	商業・サービス業省エネ対策支援事業	①物価高騰の影響を受けている中小企業者等に対して、エネルギーコスト削減を図るための取組の経費の一部を補助することにより、中小企業者等の経営を支援することを目的とする。 ②既存設備機器に比べ高効率で、電気代、ガス代、重油代、軽油代、灯油代などを削減できる設備機器の更新費及び導入費 ③県補助併用分 200千円×130件=26,000千円 市単分 140千円×26件=3,640千円 事務費 1,511千円(需用費260千円、役務費202千円、委託料1,043千円、使用料及び賃借料6千円) ④物価高騰の影響下において、エネルギー価格高騰の影響を受けている市内に事業所を有する中小事業者等	R7.10	R8.3